

雫石町観光ロゴマーク使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、雫石町以外の者が雫石町観光ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークに関する権限)

第2条 ロゴマークに関する一切の権限は、雫石町（以下「町」という。）に属する。

(使用の承認)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 国、又は地方公共団体が公用又は公共用に使用する場合
- (2) 放送機関、新聞社、通信社その他の報道関係機関が報道を目的に使用する場合
- (3) 出版社、旅行会社等が雑誌又はパンフレット等に使用する場で、町のPR又は町への誘客効果が期待できる場合
- (4) 個人又は企業が町の情報発信に使用する場合
- (5) その他町長が承認の手続きを必要としないと認めた場合

(使用の申請)

第4条 前条の承認を受けようとする者は、町長が定める「雫石町観光ロゴマークVIマニュアル」を了知のうえ、雫石町観光ロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）に、次に定める書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) ロゴマークの使用内容が分かる企画書等
- (2) その他町長が必要と認める書類

(使用の基準)

第5条 町長は、前条に規定する使用承認申請書を受理した場合は、その内容を確認し、当該使用が適切と認められるときは承認を行い、雫石町観光ロゴマーク使用承認通知書（様式第2号）を申請者に送付する。

2 町長は、ロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は承認をしないものとする。

- (1) 町の信用やイメージを害するものと認められる場合
- (2) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (3) その他町長が承認することを不相当と認めた場合

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用の条件)

第7条 町長は、必要があると認める場合には、ロゴマークの使用法その他について、条件を付することができる。

(使用上の遵守事項)

第8条 ロゴマークを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた事業のみに使用すること。
- (2) 別に定めるV Iマニュアルを遵守すること。ただし、町長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(使用承認の期間)

第9条 デザイン等の使用期間は、原則として1年以内とし、次項による場合を除き使用承認申請書に記載のとおりとする。

- 2 町長は、必要に応じ、使用期間を修正することができる。この場合において修正した使用期間は、使用承認通知書に記載して通知する。
- 3 前2項の使用期間満了後において、引き続きデザイン等を使用するときは、改めて申請を行い、使用承認を受けなければならない。ただし、在庫品など現に使用中の物品等にあつては、この限りではない。

(承認内容の変更等)

第10条 ロゴマークの使用者が承認を受けた内容について、追加又は変更をしようとする場合は、雫石町観光ロゴマーク使用承認内容追加(変更)申請書(様式第3号)を、あらかじめ町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の申請書を受理した場合には、その内容を確認し、当該変更が適切と認められるときは、承認を行い、雫石町観光ロゴマーク使用承認内容追加(変更)承認通知書(様式第4号)を申請者へ送付する。

(承認の取消し等)

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該承認を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの要領に違反した場合
- (2) 使用者が承認の際に付した条件に違反した場合
- (3) 申請書の記載内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) その他ロゴマークの使用継続が不相当であると認められる場合

- 2 町長は、使用者にロゴマークの使用状況等について報告させ、又は調査することができる。

(経費等の負担)

第12条 町は、この要領によりロゴマークを使用した者に対し、その使用に係る一切の経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第13条 町は、ロゴマークの使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

(情報の公開)

第14条 町長は、ロゴマークの使用状況等について、利用促進を図る観点から、情報を公開することができる。

(事務)

第15条 この要領に関する事務は、観光商工課が行う。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

雫石町長 宛

申請者 住所（所在地）
〒

氏名（団体名称・代表者職氏名）

雫石町観光ロゴマーク使用承認申請書

雫石町観光ロゴマーク使用取扱要領第4条の規定により、下記のとおり使用
したく申請します。

記

1 使用目的 (事業概要等)	
2 使用対象物 (媒体・品名等)	
3 使用対象物数量 (部数・個数等)	
4 使用場所 (頒布場所等)	
5 使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
6 担当者連絡先	部署等： 職・氏名： 電話番号・ファックス番号： 電子メールアドレス：

〈添付資料〉(1) 企画書等（レイアウト・図面等）

(2) 使用対象物の見本（写真でも可）等

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

雫石町長

雫石町観光ロゴマーク使用承認通知書

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、雫石町観光ロゴマーク使用取扱要領第5条の規定により、下記のとおり承認します。

記

1 承認番号

承認 第 号

2 使用対象物

○○○○

3 使用期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 使用条件

- (1) 法令及びこの要領の規定、別に定めるVIマニュアルその他町長が必要と認める事項を遵守すること。
- (2) 商品等使用の場合、類似の名称又は意匠が過去に商標登録又は意匠登録されている可能性があるため、使用者の負担により当該使用個別分類での調査を行うこと。
- (3) 使用者による商標登録又は意匠登録等は、一切認めない。
- (4) 使用後は、成果物（見本又は写真でも可）を提出すること。

様式第3号（第10条関係）

年 月 日

雫石町長 宛

申請者 住所（所在地）
〒

氏名（団体名称・代表者職氏名）

雫石町観光ロゴマーク使用承認
内容追加（変更）申請書

年 月 日付け 第 号で承認を受けたこのことについて、内容を変更したいので、雫石町観光ロゴマーク使用取扱要領第10条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 承認番号

承認 第 号

2 使用対象物

○○○○

3 変更内容

4 備考（添付資料等）

様式第4号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

雫石町長

雫石町観光ロゴマーク使用承認
内容追加（変更）承認通知書

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、雫石町観光ロゴマーク使用取扱要領第10条第2項の規定により、下記のとおり承認します。

記

1 承認番号

承認 第 号

2 使用対象物

○○○○

3 使用期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 使用条件

- (1) 法令及びこの要領の規定、別に定めるVIマニュアルその他町長が必要と認める事項を遵守すること。
- (2) 商品等使用の場合、類似の名称又は意匠が過去に商標登録又は意匠登録されている可能性があるため、使用者の負担により当該使用個別分類での調査を行うこと。
- (3) 使用者による商標登録又は意匠登録等は、一切認めない。
- (4) 使用後は、成果物（見本又は写真でも可）を提出すること。